

短期入所生活介護重要事項説明書

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

やすらぎ園重要事項説明書

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

海南海草老人福祉施設事務組合（以下「組合」という。）が開設する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護やすらぎ園（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定サービス」という。）を提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者	海南海草老人福祉施設事務組合
所在地	〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地7
代表者	管理者 小川 裕康
電話番号	073-489-3631

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

施設名	特別養護老人ホーム やすらぎ園
事業所番号	3071100139
所在地	〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地7
施設長	杉浦 巧次
開設年月日	昭和47年4月7日
電話番号	073-489-3631
F A X 番号	073-489-4989
メールアドレス	yasuragien@cronos.ocn.ne.jp

(2) 設備の概要

敷地	宅地（3306.2㎡）、山林（7,816㎡）
構造	鉄筋コンクリート造6階建（耐火建築）
延べ床面積	7,590.53㎡
利用定員	入所80名、短期入所20名

居室の種類	室数	面積	備考
個室部屋	90（短期入所含む）	15.75㎡	ブザーを設置
夫婦部屋	10（短期入所含む）	31.50㎡	ブザーを設置

※全ての居室にトイレ（8.00㎡）、洗面台が付いております。

設 備	室 数	面 積	備 考
食堂兼喫茶コーナー	1	70.50㎡	
リハビリ室	1	69.54㎡	
浴室	一 般	32.50㎡	
	機 械	32.50㎡	
	個 人	27.94㎡	※脱衣トイレを含む
医務室	1	33.30㎡	
静養室	1	33.30㎡	
ゲストルーム	4	15.94㎡	
地域交流スペース	1	175.51㎡	
和室	1	17.83㎡	

(3) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	入所者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	入所者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	34名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
その他の従業者		必要数

(4) 定員

定員	20名
----	-----

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

① 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

- ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。
- カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

- ア 朝食 07:00 ~
- イ 昼食 12:00 ~
- ウ 夕食 17:00 ~

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：預り金
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法： 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預り金の入出金を行います。
保管管理者は入出金の都度、入出金記録簿へ記載し、フロアでも私物管理表へ内容を記載します。退所時私物管理表の写しを利用者または代理人に交付します。

③ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、余暇活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

④ 理容サービス

理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

⑤ 利用者の移送

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】 ○海南海草地域 ※距離に応じて有料となります。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本部分

			単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要支援 1	529単位	5,290円	529円	1,058円	1,587円
		要支援 2	656単位	6,560円	656円	1,312円	1,968円
併設型ユニット型短期入所生活介護費	併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護 1	704単位	7,040円	704円	1,408円	2,112円
		要介護 2	772単位	7,720円	772円	1,544円	2,316円
		要介護 3	847単位	8,470円	847円	1,694円	2,541円
		要介護 4	918単位	9,180円	918円	1,836円	2,754円
		要介護 5	987単位	9,870円	987円	1,974円	2,961円

(2) 加算・減算

※すべての加算・減算を列举しています。

※要件を満たす場合のみ、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者負担額を変更します。

また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額		
				1割	2割	3割
① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算				所定単位の3%減		
② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算				所定単位の30%減		
③ ユニットケアにおける体制の未整備減算				所定単位の3%減		
④ 身体拘束廃止未実施減算				所定単位の1%減		
⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算				所定単位の1%減		
⑥ 業務継続計画未策定減算				所定単位の1%減		
⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱いの減算				所定単位の8%減		
⑧ 生活相談員配置等加算		13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
⑨ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合	(I)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(II)	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	(II)※	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円

⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合 (機能訓練体制加算)		12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
⑪ 個別機能訓練加算		56 単位/日	560 円	56 円	112 円	168 円
⑫ 看護体制加算	(I)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(II)	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
	(III)イ	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
	(III)ロ	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
	(IV)イ	23 単位/日	230 円	23 円	46 円	69 円
	(IV)ロ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
⑬ 医療連携強化加算		58 単位/日	580 円	58 円	116 円	174 円
⑭ 看取り連携体制加算		64 単位/日	640 円	64 円	128 円	192 円
⑮ 夜勤職員配置加算	(I)	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(II)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(III)	15 単位/日	150 円	15 円	30 円	45 円
	(IV)	20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円
⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
⑰ 若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
⑱ 利用者に対して送迎を行う場合 (送迎加算)		184 単位/片道 につき	1,840 円	184 円	368 円	552 円
⑲ 緊急短期入所受入加算		90 単位/日	900 円	90 円	180 円	270 円
⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合 (長期利用減算)		-30 単位/日	-300 円	-30 円	-60 円	-90 円
㉑ 口腔連携強化加算		50 単位/回	500 円	50 円	100 円	150 円
㉒ 療養食加算		8 単位/回	80 円	8 円	16 円	24 円
㉓ 在宅中重度者受入加算	(1)	421 単位/日	4,210 円	421 円	842 円	1,263 円
	(2)	417 単位/日	4,170 円	417 円	834 円	1,251 円
	(3)	413 単位/日	4,130 円	413 円	826 円	1,239 円
	(4)	425 単位/日	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
㉔ 認知症専門ケア加算	(I)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	(II)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
㉕ 生産性向上推進体制加算	(I)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	(II)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
㉖ サービス提供体制強化加算	(I)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
	(II)	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円
	(III)	6 単位/日	60 円	6 円	12 円	18 円
㉗ 介護職員等処遇改善加算	(I)イ	1 月につき所定単位数の 16.3%増				
	(I)ロ	1 月につき所定単位数の 17.6%増				

	(Ⅱ)イ	1月につき所定単位数の15.9%増
	(Ⅱ)ロ	1月につき所定単位数の17.2%増
	(Ⅲ)	1月につき所定単位数の13.6%増
	(Ⅳ)	1月につき所定単位数の11.3%増

- ① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算
人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算
- ② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算
事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算
- ③ ユニットケアにおける体制の未整備減算
日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合
- ④ 身体拘束廃止未実施減算 ※新設
身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合
*身体拘束等の適正化を図るための措置
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
※令和7年4月1日より適用
- ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設
虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合
- ⑥ 業務継続計画未策定減算 ※新設
感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合
※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）
共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算
- ⑧ 生活相談員配置等加算
共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合
- ⑨ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

- ⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）
常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。
- ⑪ 個別機能訓練加算
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
- ⑫ 看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合
- ⑬ 医療連携強化加算
看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合
- ⑭ 看取り連携体制加算 ※新設
看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合
- ⑮ 夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合
- ⑰ 若年性認知症患者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合
- ⑲ 緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合
- ⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）
連続30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
※連続60日を超えた場合はユニット型介護福祉施設サービス費と同単位数となります。
- ㉑ 口腔連携強化加算 ※新設
事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合
- ㉒ 療養食加算
療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合
- ㉓ 在宅中重度者受入加算
利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合
- ㉔ 認知症専門ケア加算
認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している場合

㉔ 生産性向上推進体制加算 ※新設

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉕ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉖ 介護職員等处遇改善加算 ※新設

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,445円

(朝 289円、昼 636円、夕 520円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日の額とします(全ての食事を摂らない場合を除く。)

② 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当たり 2,066円

③ 利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

④送迎費用

受診や利用者の個人的な希望により施設の車を使用した場合は次の送迎にかかる費用がかかります。

片道 5k m迄 500円

片道 5k mを超え 10k m迄 1,000円

片道 10k mを超え 20k m迄 2,000円

※原則として 20k mを超える場合には対応しかねますのでご了承下さい。

⑤ 理容代

カット2,500円

⑦ その他

・教養娯楽費 月額 1,000円

・設備使用料

ア. 和室使用料 (1日 5,000円)

イ. ゲストルーム使用料 (1日 5,000円)

ウ. ソファベット貸し出し料 (1日 500円)

エ. 寝具のみ (かけ布団、しき布団、枕) 貸し出し料 (1日 100円)

オ. テレビ貸し出し料 (1日 500円)

カ. 居室管理費 (1日 500円)

※利用者と同室で宿泊を希望する場合に頂きます。ただし、施設側から利用者の付き添いや一部ケアを依頼した場合は除きます。また、宿泊者の介護を要する場合、またはその恐れがある場合は、宿泊をお断りすることがあります。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費	食 費	
			ユニット型個室		
生活保護受給の方		世帯全員が 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	880円	300円
			段階 2	880円	390円
			段階 3 ①	1370円	650円
			段階 3 ②	1370円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	2066円	1,445円	

6 利用料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求書兼領収書を送付いたしますので、月末までに入金をお願いします。

7 サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの利用前に事業所に申し出てください。入所前に利用者又は代理人のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

1. 入所日の前々日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無 料
2. 入所日の前 日 17:00 までにご連絡いただいた場合	利用日額の 10%
3. 入所日の前 日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	利用日額の 20%
4. 入所当日になった場合	利用日額の 100%

- ② サービス利用中に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止した場合、利用予定期間内の居室料は全額いただきます。ただし、キャンセル理由や中止の理由を事業所で協議の上、決めさせていただくものとします。

8 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任させていただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第4条に定める同意又は要請、同第8条3項、第10条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
- ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
利用者と一緒に、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。
利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
- ① 連帯保証人の負担は、極度額 利用料の2年分を限度とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご来所の際
- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- (2) 禁止行為
- 以下の行為につきましては、ご遠慮ください。
- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

当該委員会の委員として第三者委員を起用しています。

第三者委員 井上 章 (いのうえ あきら) 489-3994

15 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設ご利用者相談窓口	担当者	井口 洋平（生活相談員）		
	ご利用時間	9：00～18：00		
	電話	073-489-3631		
	第三者委員	井上 章（いのうえ あきら）	489-3994	
		丸山 豊人（まるやま とよひと）	495-2015	

※当施設以外に、市町の相談・苦情窓口等でも受付けています。

17 協力医療機関等

医 療 機 関	国保野上厚生総合病院 海草郡紀美野町小畑 198 番地	西田歯科医院 海草郡紀美野町下佐々1035 番地 4
	073-489-2178	073-489-5350

◇緊急時の連絡先

※体調の変化、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	
緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

18 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害

が発生した場合

加入している保険内容は下記の通りになります。

※診断書等の必要書類はご家族で用意していただくことになります。

施設の業務中事故賠償補償内容

		基本補償 (A型)	備 考
賠償事故	対人賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	
	対物賠償 (1事故)	2,000万円	
	受託・管理物賠償 (期間中)	200万円	受託・管理物賠償の現金の補償は、1加入単位あたり20万円が年間のお支払い限度額となります。
	うち現金補償限度額 (期間中)	20万円	
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	

施設利用者の傷害事故補償内容 (保険会社パンフレットより抜粋)

死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで亡くなられたとき、保険金額の全額をお支払いします。すでに後遺障害保険金の支払いがある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その程度に応じて保険金額の3%~100%お支払いします。 (EX:両目が失明したとき...100% 脊柱に運動障害を残すとき...30%)
入院保険金	医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院(入院に準じた状態を含みます。)の日数に対し、1日につきご契約された入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、ケガの治療を直接の目的として事故の日からその日を含めて180日以内に手術をした場合、手術保険金(手術の種類により入院保険金日額の10・20・40倍)をお支払いします。 ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
通院保険金	医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院(往診を含みます。)の日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。

施設利用者の傷害事故補償金額

	1口あたりの補償額
死亡保険金 (死亡・後遺障害保険金額)	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%
入院保険金 (1日あたり)	800円
手術保険金	手術の種類に応じて8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金 (1日あたり)	500円

19 防犯カメラ（見守りカメラ）等

防犯カメラ（見守りカメラ）は犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものを指し、その設置者、責任者、取扱者は下記の通りです。

設置者：杉浦 巧次（施設長）

責任者：杉浦 巧次（施設長）

取扱者：2F 杉岡 知佳（介護福祉士）

3F 山本 勝巳（介護福祉士）

4F 花田 緑（介護福祉士）

5F 上田 矩久（介護福祉士）

年 月 日

指定サービスの開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408番地7

施設名 海南海草老人福祉施設事務組合 特別養護老人ホーム やすらぎ園

代表者 管理者 小川 裕康



説明者 (役職) 介護支援専門員 (氏名) 大南 素乃 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者(契約者)>

住所

氏名 印

<代理人>

住所

氏名 印

電話番号

<連帯保証人兼身元保証人>

住所

氏名 印

電話番号

